

新潟市地域包括ケア推進本部設置要綱

(目的)

第1条 地域包括ケアに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、新潟市地域包括ケア推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括ケアに関する施策の総合的かつ効果的な推進に関する事項
- (2) その他、本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長	中央卸売市場長	南区長
水道事業管理者	都市政策部長	西区長
病院事業管理者	新潟駅周辺整備事務所長	西蒲区長
市理事	技術管理センター所長	会計管理者
市参事	建築部長	議会事務局長
地域・魅力創造部長	土木部長	選挙管理委員会事務局長
東京事務所長	東部地域土木事務所長	人事委員会事務局長
市民生活部長	西部地域土木事務所長	監査委員事務局長
危機管理監	下水道部長	中央農業委員会事務局長
危機管理防災局長	東部地域下水道事務所長	消防局長
文化スポーツ部長	西部地域下水道事務所長	教育委員会事務局教育次長
観光・国際交流部長	下水道管理センター所長	生涯学習センター所長
国際・広域観光担当部長	総務部長	中央図書館長
環境部長	財務部長	水道局経営企画部長
福祉部長	税務監	水道局総務部長
こども未来部長	市税事務所長	水道局技術部長
保健衛生部長	北区長	水道局中央事業所長
保健所長	東区長	水道局秋葉事業所長
衛生環境研究所長	中央区長	市民病院事務局長
経済部長	江南区長	
農林水産部長	秋葉区長	